

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

富 山 県 知 事 殿

令和 年 月 日
（ ） 建築士事務所 富山県知事登録第（ ） 号
名 称

所在地.....
電話.....（.....）.....番
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度（法人・個人）
月 日～ 月 日

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合は、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県建設士名簿(二級建築士又建築士の場合)	建築士法第22条第1項第3号の講義を受けた日	構造設計一級建築士又は構造設計二級建築士の旨	構造設計一級建築士又は構造設計二級建築士の旨	建築士法第22条第5項の講義を受けた年月日
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名		

